

平成30年6月20日

株 主 各 位

セブンシーズホールディングス株式会社

第14期 期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成30年6月20日開催の第14回定時株主総会において、平成30年3月末日時点の株主様に対し、第14期期末配当として1株につき10円をお支払いすることを決議し、平成30年6月21日よりお支払いを開始いたします。

今回の配当金は、「その他資本剰余金」を配当原資としてお支払いいたします。「その他資本剰余金」を原資とする配当は「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取扱いが異なります。

次ページからのご案内は、本配当金のお支払いならびに税務上の取扱い及び税法の規定について株主の皆様にご説明・ご通知するものでありますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きのすべてをご説明しているものではありません。

具体的な税務上のお手続きについては株主様個々のご事情により異なりますので、お手数ですが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいませうようお願い申し上げます。

敬具

本件に関するご照会先

- ① 株主の皆様の「取得価額の調整」に関する具体的な照会
→特定口座をご利用の株主様につきましては、「お取引の証券会社」にご確認ください。
→特定口座をご利用でない株主様につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- ② 確定申告等に関するご照会、ご相談
→最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- ③ その他一般的な事項に関するご照会
→みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 平日午前9時～午後5時

本ご案内は、証券会社、税務署または税理士等へのご相談の際に必要となり、また、株主様が今後当社株式を売却する場合の「取得価額」の証明となりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

なお、本ご案内は、当社ウェブサイト (<http://www.sshd.co.jp/>) のお知らせ欄にも掲載されております。

(当社は平成30年10月1日付で商号を「FRAC TALE株式会社」に変更し、URLも変更されます。あらかじめご了承ください。)

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

1. 今回の配当の所得区分について（所得税法第24条、同第25条等）

- (1) 今回の当社の配当は、1株当たり10円となり、「資本剰余金」を原資とさせていただきます。資本剰余金を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、この配当金は、税法の規定に従い「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。

【1株当たりの配当金10円の内訳】

み な し 配 当	み な し 配 当 以 外
0円	10円

- (2) 今回の配当金は、税務上の配当所得として扱われる「みなし配当」がなく、全額が「みなし配当以外」による収入金額とみなされ、税法の規定により株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされ、「みなし譲渡損益」が発生いたします。「みなし譲渡損益」は配当所得ではなく、譲渡所得に該当するため、源泉徴収は行われません。

（詳細は「2. 「みなし配当以外」の部分について」をご参照ください。）

2. 「みなし配当以外」の部分について

- (1) 「みなし譲渡損益」の発生について（租税特別措置法第37条の10）

税法の規定により、「みなし譲渡損益」が発生いたします。以下の算出方法のとおり、「①収入とみなされる金額」から「②みなし譲渡の対象となる取得価額」を控除した金額が、「③みなし譲渡損益」に該当します。なお、純資産減少割合については「3. 株主の皆様への通知事項」をご参照ください。

【みなし譲渡損益の算出方法】

①収入とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の合計額 (10円×株数)	-	みなし配当額 (0円×株数)
②みなし譲渡の対象となる取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.012)
③みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入とみなされる金額	-	②みなし譲渡の対象となる取得金額

(2) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

税法の規定により、株主の皆様のご当社の取得価額が調整されます。計算式は次のとおりです。なお、純資産減少割合については「3. 株主の皆様への通知事項」をご参照ください。

$$\boxed{\text{1株当たりの調整後の取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの調整前の取得価額}} - \left[\boxed{\text{1株当たりの調整前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合「0.012」}} \right]$$

なお、ご参考までに、上記の「みなし譲渡による損益の発生」及び「取得原価の調整」についての具体例は次のようになります。

[例] 当社の株式を1株当たり500円で100株取得していた場合

①収入金額とみなされる金額=10円（1株当たり配当額）×100株－0円×100株=1,000円

②取得価額=（500円×100株）×0.012（純資産減少割合）=600円

③みなし譲渡損益（①－②）=1,000円－600円=400円（この場合は、みなし譲渡益）

1株当たりの調整後取得価額=500円－（500円×0.012）=494円（円未満切上げ）

3. 株主の皆様への通知事項

① 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.012 (小数点以下第3位未満切上げ)

② 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成30年6月21日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合）	0.012 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	67,132,000円

4. その他の参考情報

「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

- ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合せください。
- ② 特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- ③ 「取得価額の調整」が必要となります。お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、すべての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

以上